

神奈川大学 横浜キャンパス部室利用取扱要綱

- 第1条 この取扱要綱は、神奈川大学横浜キャンパス課外活動部室（以下、部室という）の利用に関する取扱事項について定める。
- 第2条 部室を利用できる者は、本学公認または準公認の課外活動団体（以下、団体という）とする。ただし、学生生活支援部長が学生生活支援委員会の議を経て利用を認めた団体については、この限りではない。
- 第3条 部室の利用期間は4月1日から1年間とし、毎年度これを更新できる。
- 第4条 部室の利用に関する取扱部署は、学生生活支援部所管とし、各部室の利用責任者は、原則として当該団体の部長、顧問とする。
- 第5条 部室の利用に関しては、良識ある行動をとり、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 部室の利用時間は、原則として利用が禁止された日以外の午前6時から午後11時までとする。
 - (2) 前号で定められた利用時間以外に利用するときは、別に願い出て許可を受けるものとする。
 - (3) 部室利用許可願に記載した目的以外の用途に利用しないこと。
 - (4) 飲酒・喫煙をしないこと。
 - (5) 火気を使用しないこと。
 - (6) 部室に宿泊しないこと。
 - (7) 学外者や部外者を立入らせないこと。
 - (8) 施設の改装等を無断で行わないこと。
 - (9) その他、部室の利用に関する学生生活支援部の指示を厳守すること。
- 第6条 前条各号に規定する事項に反したとき、学生生活支援部は、部室の利用の停止または許可の取り消しをすることができる。
- 第7条 部室の利用の停止または許可を取り消された団体は、すみやかに利用を停止し、部室を返還しなければならない。
- 第8条 利用者が故意又は重大な過失により滅失、破損、もしくは甚だしく汚損したときは、その損害を弁償しなければならない。
- 第9条 この取扱要綱の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附則

この取扱要綱は平成9年4月1日から施行する。

附則

この取扱要綱は平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この取扱要綱は令和2年4月1日から施行する。

神奈川大学栗田谷アカデミア部室利用取扱要綱

- 第1条 この取扱要綱は、神奈川大学栗田谷アカデミア部室（以下、部室という）の利用に関する取扱事項について定める。
- 第2条 部室を利用できる者は、本学公認または準公認の課外活動団体（以下、団体という）とする。ただし、学生生活支援部長が学生生活支援委員会の議を経て利用を認めた団体については、この限りではない。
- 第3条 部室の利用期間は4月1日から1年間とし、毎年度これを更新できる。
- 第4条 部室の利用に関する取扱部署は、学生生活支援部所管とし、各部室の利用責任者は、原則として当該団体の部長、顧問とする。
- 第5条 部室の利用に関しては、良識ある行動をとり、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 部室の利用時間は、原則として利用が禁止された日以外の午前8時から午後9時までとする。
 - (2) 前号で定められた利用時間以外に利用するときは、別に願い出て許可を受けるものとする。
 - (3) 寮生や近隣に迷惑となる行為や音出しおよび騒音等を伴う行為は行わないこと。
 - (4) 部室利用許可願に記載した目的以外の用途に利用しないこと。
 - (5) 飲酒・喫煙をしないこと。
 - (6) 火気を使用しないこと。
 - (7) 部室に宿泊しないこと。
 - (8) 学外者や部外者を立入らせないこと。
 - (9) 施設の改装等を無断で行わないこと。
 - (10) その他、部室の利用に関する学生生活支援部の指示を厳守すること。
- 第6条 前条各号に規定する事項に反したとき、学生生活支援部は、部室の利用の停止または許可の取り消しをすることができる。
- 第7条 部室の利用の停止または許可を取り消された団体は、すみやかに利用を停止し、部室を返還しなければならない。
- 第8条 利用者が故意または重大な過失により滅失、破損、もしくは甚だしく汚損したときは、その損害を弁償しなければならない。
- 第9条 この取扱要綱の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附 則

この取扱要綱は、令和3年9月22日から施行する。

神奈川大学みなとみらいキャンパス クラブ倉庫利用ルール

1. 利用可能者

クラブ倉庫（以下、「倉庫」という。）を利用できる者は、本学公認または準公認の課外活動団体（以下、「団体」という。）のうち、他キャンパスにおいて部室を有していない団体とする。ただし、学生生活支援部学生課（以下、「学生課」という。）が利用を認めた団体については、この限りではない。

2. 倉庫利用期間

倉庫の利用期間は4月1日から1年間とし、毎年度これを更新できる。

3. 倉庫取扱部署

倉庫の利用に関する取扱部署は、学生課とし、各倉庫の利用責任者は、原則として当該倉庫利用団体の部長、顧問とする。

4. 倉庫の利用について

倉庫の利用に関しては、良識ある行動をとり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 部の備品を保管するためにのみ利用すること。
- (2) 倉庫内には備品の搬入・搬出のためにのみ立ち入ること。備品の搬入・搬出以外を目的とした倉庫内への立ち入りは禁止します。
- (3) 倉庫利用可能時間は、みなとみらいキャンパス入構可能時間に準ずる。
- (4) 学外者や部外者を立入らせないこと。
- (5) 整理整頓を心がけ、常に清潔な状態を維持すること。
- (6) 可燃性のあるものなど、危険物を保管しないこと。
- (7) 施設の改装等を無断で行わないこと。
- (8) その他、倉庫の利用に関する学生課の指示を厳守すること。

5. 倉庫利用ルールに違反した場合

本ルールに反する行為が確認された場合、倉庫の利用停止や利用許可の取り消し等の措置を講じることとする。利用停止や許可を取り消された団体は、すみやかに利用を停止し、倉庫を返還すること。

6. 故意又は重大な過失による損害について

利用者が故意又は重大な過失により滅失、破損、もしくは甚だしく汚損したときは、その損害を弁償しなければならない。

以上